

豊橋市道路及び水路境界確定事務取扱要綱

目 次

第 1 条	趣旨	P.2
第 2 条	境界確定財産の範囲	P.2
第 3 条	用語の定義	P.2
第 4 条	境界確定の方法	P.2
第 5 条	申請者適格	P.2
第 6 条	事務代理人	P.3
第 7 条	境界確定の申請	P.3
第 8 条	受理手続	P.3
第 9 条	立会日の決定	P.3
第 10 条	立会日の連絡	P.3
第 11 条	事前協議	P.4
第 12 条	境界立会	P.4
第 13 条	境界立会の省略	P.4
第 14 条	境界立会の心得	P.4
第 15 条	境界確定の原則	P.5
第 16 条	境界の同意	P.5
第 17 条	境界確定処理	P.5
第 18 条	不調処理	P.6
第 19 条	再協議申請における境界明示処理	P.6
第 20 条	申請書の取下げ	P.6
第 21 条	申請書の却下	P.7
第 22 条	履歴の閲覧	P.7
第 23 条	境界明示書の交付申請	P.7
第 24 条	資料提供	P.8
第 25 条	個人情報の遵守	P.8
第 26 条	雑則	P.8

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の所有する財産に係る境界確定（以下「境界確定」という。）事務を適正かつ円滑に運営することに関し必要事項を定めるものとする。

(境界確定財産の範囲)

第2条 第1条で取扱う財産は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項に規定する道路。ただし、河川法（昭和39年法律第167号）第24条により豊橋市が占用する道路は除く。
- (2) 河川法第100条に規定する河川
- (3) 豊橋市河川等公共物の管理に関する条例（昭和44年豊橋市条例第19号）第2条に規定する道路及び水路。ただし、同条第4号に規定するものは除く。

(用語の定義)

第3条 この要綱において用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 関係土地所有者等とは、道水路に隣接する土地の所有者、その他立会が必要と認められる者をいう。
- (2) 境界立会とは、道水路に隣接する土地との境界を確定するため、本市と関係土地所有者等が現地において協議し、境界の位置を確認することをいう。
- (3) 境界確定とは、境界立会の結果、合意に基づき境界を確定することをいう。
- (4) 不調とは、境界立会の結果、合意に至らず境界が確定できないことをいう。
- (5) 隣接地とは、境界確定申請地に対して隣接する土地をいう。
- (6) 対側地とは、境界確定申請地に対して道水路を挟んだ反対側の土地をいう。

(境界確定の方法)

第4条 市長は、境界確定申請を受け、事前調査、現地測量、事前協議、境界立会、境界確認承諾書（様式第6号）（以下「承諾書」という。）、立会確認書（様式第6-2号）（以下「確認書」という。）及び官民境界明示図の提出により境界を確定するものとする。

(申請者適格)

第5条 申請者は、道水路に隣接する土地所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める者を申請者とする。

- (1) 土地所有者が法人の場合は、その法人の代表者とする。
- (2) 公共測量の場合は、当該公共団体の長とする。
- (3) 土地所有者が共有の場合は、共有者全員とする。ただし、他の共有者全員の委任を受ければ、共有の代表者で申請することができる。
- (4) 土地所有者が死亡している場合の申請者は、原則相続人全員とする。ただし、他の相続人全員の委任を受ければ、相続人の代表者で申請することができる。
- (5) 土地所有者が行為能力を有さない場合の申請者は、法定代理人とする。
- (6) 土地所有者が破産又は解散した場合は、破産管財人又は清算人とする。
- (7) 道水路の払下げ等を目的とする者。（申請理由を明記すること）
- (8) その他、各号に定めのない者を申請人とする場合は、市長が認める者とする。

(事務代理人)

第6条 申請者は、境界確定にあたり土地家屋調査士、測量士等測量資格を有する者を事務代理人として選任することができる。

(境界確定の申請)

第7条 申請者は、公共用地境界確定申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

2 市長は事務代理人が行う事前調査にあたり、市の管理する資料を必要とする場合は提供することができる。その場合、事務代理人は境界確認資料提供願・誓約書（様式第3号）と必要事項を入力した電子媒体を添えて市長に申請するものとする。また、資料の提供は原則電子媒体で行うものとする。

(受理手続)

第8条 市長は、申請書の提出を受けたときは、その内容を点検審査し適當と認めたものはこれを受理するものとする。

2 受理後に申請者等の変更があったときは、速やかに公共用地境界確定申請書変更届（様式第4号）に変更事項のわかる書面（全部事項証明書等）を添付して提出するものとする。

(立会日の決定)

第9条 市長は、境界確定の立会日を決めるに当たり、立会日において境界確認が公平かつ適正に行われるために、その事前調査及び事務連絡等の期間を考慮するものとする。

(立会日の連絡)

第10条 市長は、境界確定の立会日を決定したときは、速やかに事務代理人又は申請者（以下「事務代理人等」という。）に連絡をするものとする。

2 市長は、事務代理人等に対し、関係土地所有者等に立会依頼及び立会日を通知するよう依頼するものとする。

(事前協議)

第11条 市長及び事務代理人等は、境界立会が適性かつ円滑に行われるよう事務代理人等が行った事前調査及び申請地周辺の測量に基づき、事前協議を行うものとする。

2 事務代理人は、前項の事前協議を受け、立会以前に申請者に対しその内容を説明し理解を求めるよう努めるものとする。

(境界立会)

第 12 条 市長は、前条の規定による事前協議の結果を受け、申請者及び関係土地所有者等と境界確定及び道水路幅員の確認のため立会を行うものとする。

2 市長並びに事務代理人は、立会に際し現地において速やかに関係土地所有者等の出欠を確認し、立会の趣旨を関係土地所有者等に明らかにし、境界確認作業を行うものとする。

3 申請地及び隣接地は原則、関係土地所有者等本人が立会するものとし、やむをえない場合は代理人を立てることができる。ただし、代理人が第 15 条第 1 項の境界の同意を行う場合は、本人が署名又は記名押印した委任状を必要とする。

4 対側地は関係土地所有者等本人又は家族、相続関係者のいずれかが立会することとし、やむをえない場合は代理人を立てることができる。ただし、代理人が第 15 条第 1 項の道水路幅員の確認を行う場合は、本人が署名又は記名押印した委任状を必要とする。

(境界立会の省略)

第 13 条 市長は、前条の規定にかかわらず、引照鉢等より復元可能な場合で、次に該当する場合は市長による境界立会を省略することができる。なお、関係土地所有者等による境界立会は行うものとする。

- (1) 座標管理地区の道水路
- (2) 開発行為により帰属した道水路
- (3) 寄附、買収、交換により取得した道水路
- (4) 両隣地が境界確定済みで、確定点と確定点を直線で結ぶ道水路。同一所有者又は同一申請であれば複数筆でも立会省略可能とする。
- (5) 過去に境界確定済みの道水路
- (6) その他市長の認めるもの

(境界立会の心得)

第 14 条 市長は、申請者及び関係土地所有者等と対等の立場で境界確認協議を行うものとする。

2 申請者は、原則、立会日に立会うものとする。やむをえず立会えない場合は、立会えない理由を関係土地所有者等に対し事前に周知するものとする。

(境界確定の原則)

第 15 条 市長は、申請者及び隣接地の関係土地所有者等の承諾により境界確定をするものとする。ただし、各号に該当する場合は、原則対側地の関係土地所有者等に申請地より道水路幅員を確保した位置を示し確認をとるものとする。

- (1) 単独幅員が 4m 未満の対側地
- (2) 道水路が並列の場合にあっては道路または水路の単独幅員が 4m 未満の対側地

2 市長は次に該当する場合、対側地の関係土地所有者等の立会及び確認を省略することができる。

- (1) 対側地が過去に境界確定しており、引照鉛等により復元可能である。
- (2) 座標管理地区の道水路
- (3) 境界確定により、対側地に影響がないと判断できる場合

(境界の同意)

第 16 条 申請者及び隣接地の立会者は、境界確認した位置について同意した場合、承諾書に土地の所在地番を確認のうえ、所有者との関係、承諾年月日及び住所を記入し、氏名を自署又は記名押印するものとする。

2 対側地の立会者は、申請地より道水路幅員を確保した位置について確認した場合、確認書に土地の所在地番を確認のうえ、所有者との関係、確認年月日及び住所を記入し、氏名を自署又は記名押印するものとする。

3 対側地の関係土地所有者等が共有である場合は、市長の定めによるところとする。

(境界確定処理)

第 17 条 市長は、境界確定の協議が調った後、事務代理人等より次に掲げる書類の提出があった場合は、境界確定処理を行うものとする。

- (1) 関係土地所有者等の承諾書及び確認書
- (2) 官民境界明示参考図
- (3) 申請地の公図写（二部）
- (4) 官民境界明示図（二部）
- (5) 公共基準点使用報告書（公共基準点を使用した場合）
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、境界確定処理完了後、速やかに事務代理人等へ公共用地境界確定通知書（様式第 8 号）を通知するものとする。

(不調処理)

第 18 条 市長は、境界確定の協議が調わない場合で、事務代理人等より次に掲げる書類の提出があった場合は、再協議に該当するか審査し、不調処理を行うものとする。

- (1) 第 15 条の規定に該当する関係土地所有者等の署名又は記名押印が完備されていない承諾書及び確認書
- (2) 官民境界明示参考図
- (3) 公共基準点使用報告書（公共基準点を使用した場合）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、不調処理完了後、速やかに事務代理人等へ公共用地境界不調通知書（様式第 9 号）（以下「不調通知書」という。）を通知するものとする。

3 市長は、境界の再協議申請が可能な場合は、不調通知書に記すものとする。

(再協議申請における境界明示処理)

第 19 条 市長は、不調通知書により境界の再協議ができる旨を通知した場合で、事務代理人等より公共用地境界再協議申請書（様式第 11 号）に掲げるものを添えて申請があった場合で、不調通知日より 60 日以内であれば、再協議に応じることができる。

2 市長は、前項の再協議が調った場合、境界明示処理を行うものとする。

3 市長は、境界明示処理の完了後、速やかに事務代理人等へ公共用地境界明示通知書（様式第 12 号）を通知するものとする。

(申請書の取下げ)

第 20 条 市長は、事務代理人等より立会以前において受理された申請を取り下げする場合、次に掲げる書類の提出があった場合は、取下げ処理を行うものとする。

- (1) 公共用地境界確定申請書取下げ願（様式第 5 号）
- (2) 公共基準点使用報告書（公共基準点を使用した場合）

(申請書の却下)

第 21 条 市長は、申請日又は立会日から概ね 6 か月以上経過し、次に該当する場合は、公共用地境界確定申請書却下通知書（様式第 10 号）により、受理した申請書を却下することができる。

(1) 事務代理人等に提出を求めた書類が 1 か月以内に提出されないで、催告するもさらに 60 日以内に提出がない場合

(2) 事務代理人等に第 10 条による境界立会の連絡をするも、これに応じず、催告するもさらに 60 日以内に境界立会に応じない場合

2 前項の催告は、催告通知書により事務代理人等に通知するものとする。

3 市長は、前項及び第 1 項に定める通知が事務代理人等に到達しないときは、告示をもって通知に代えるものとする。

(履歴の閲覧)

第 22 条 市長は、境界確定申請履歴の一覧表を開示することができる。

(境界明示書の交付申請)

第 23 条 市長は、土地所有者、当時事務処理を代理した事務代理人又は委任を受けた事務代理人より境界明示書交付申請書（様式第 13 号）に掲げる書類を正副 2 部添えて申請があった場合は、境界確定処理済み又は境界明示処理済みの物件で、引照鉛等により復元可能であるか審査し、境界明示書を交付することができる。

2 明示書申請者は、豊橋市手数料条例第 3 条（別表第 15 の 6）の規定により手数料を納入しなければならない。

(資料提供)

第 24 条 市長は、土地所有者から境界を復元するため依頼を受けた事務代理人より申請を受けた場合は、資料を提供することができる。

2 前項の事務代理人は、資料に基づき正確な復元が求められるため土地家屋調査士、測量士等測量資格を有する者とするものとする。

3 申請者は、境界確認資料提供願・誓約書（様式第 3 号）に掲げる書類等を添えて市長に申請するものとする。また、資料の提供は原則電子媒体で行うものとする。

(個人情報の遵守)

第 25 条 事務代理人及び申請者は、豊橋市個人情報保護条例の規定を遵守し、境界確定業務に関わる個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(雑則)

第 26 条 この要綱に定めのないものについては、その都度市長が定める。

附則

この要綱は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。